

別府市特殊詐欺等被害防止対策推進事業費補助金交付申請書

令和 7年 4月 13日

別府市長 あて

次のとおり特殊詐欺等防止機能付き電話機等を設置したので、別府市特殊詐欺等被害防止対策推進事業費補助金交付要綱第5条の規定により、補助金の交付を申請します。

申請者	住所 別府市上野口町1番15号 氏名 別府 三郎 生年月日 大正 昭和 平成 40年 4月12日生 (60歳) 自宅電話番号 0977-21-1234 (携帯電話番号 070-1234-5678)
電話機等の製造メーカー及び製品名(型番等)	メーカー名 (〇〇 ■■) 製品名 (BKK-212255)
電話機等の設置場所	※ 申請者の住所と同じ場合は記載不要
補助対象経費の額	領収書の「長期保証料金」等を除いた電話機等本体の価格及び設置料の合計金額
補助金交付申請額	円
添付資料	<input checked="" type="checkbox"/> 電話機等の購入及び設置に際して、メーカーから発行された書類(写真)及び製品名等が記載された書類の写し <input checked="" type="checkbox"/> 購入した電話機等の機体の写し <input checked="" type="checkbox"/> その他市長が必要と認めるもの 購入・設置費用の2/3の額 (上限10,000円、100円未満は切り捨て) ≪例≫14,300円で購入・設置(消費税込) 14,300円×2/3≒9,533円(33円切り捨て) 補助金は9,500円、補助対象者負担費用は4,800円

[誓約]

私は、暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)又は暴力団(同条第2号に規定する暴力団をいう。)若しくは暴力団員と密接な関係を有する者ではないことを誓います。また、この確認のために、私の個人情報を関係機関に照会等することに同意いたします。

過去に別府市特殊詐欺等被害防止対策推進事業費補助金の交付を受けたことがありません。また、その確認のために私の個人情報を関係部署等に照会することに同意いたします。

同意書

申請者及び世帯員は、別府市特殊詐欺等被害防止対策推進事業費補助金交付申請にあたり、本申請の審査のため、別府市特殊詐欺等被害防止対策推進事業費補助金要綱第2条第1号第2号及び第4号に掲げる要件について申請に係る事務の担当者又は当該事務に係る関係資料を所管する担当者が、住民票、市税等関係資料を閲覧することについて同意します。

<p>申請者</p>	<p>住所 別府市上野口町1番15号</p> <p>氏名 別府 三郎 別府 大正 昭和 40年 4月 12日生 (60歳) 平成</p> <p>自宅電話番号 0977-21-1234</p>
<p>世帯員 (満60歳以上の者)</p>	<p>氏名 別府 花子 別府 大正 昭和 10年 3月 3日生 (90歳) 平成</p> <p>氏名 大正 昭和 年 月 日生 (歳) 平成</p> <p>氏名 日生 (歳)</p> <p>氏名 平成 日生 (歳)</p> <div style="border: 1px solid blue; border-radius: 15px; padding: 10px; width: fit-content; margin: 10px auto;"> <p>印鑑は同一のもので 構いません。</p> </div>

別府市特殊詐欺等被害防止対策推進事業費補助金交付請求書

令和 年 月 日

別府市長 長野 恭紘 あて

記入しない。

請求者 住所 別府市上野口町1番15号

氏名 別府 三郎



自宅電話番号 0977-21-1234

記入しない。

令和 年 月 日付け別防危第 号で交付決定を受けた別府市特殊詐欺等被害防止対策推進事業費補助金を次のとおり請求します。

記

1 請求額

円

購入・設置費用の2/3の額
(上限 10,000 円、100 円未満は切り捨て)
《例》14,300 円で購入・設置(消費税込)
14,300 円×2÷3≒9,533 円(33円切り捨て)
補助金は 9,500 円、補助対象者負担費用は 4,800 円

2 振込先

金融機関名	別府 銀行 信用金庫	支店等名	上野口 支店
預金等の種類	<input checked="" type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 当座 <input type="checkbox"/> その他 ()	口座番号	0123456
フリガナ	ベップ サブロウ		
口座名義人	別府 三郎		

※ 振込先の確認のため、通帳等の写しを添付してください。